

## 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱

(平成17年4月28日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入、役務提供等（以下「建設工事等」という。）の適正な履行を図るため、入札の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 別表に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、入札参加資格を一定期間停止する措置をいう。
- (2) 使用人 有資格業者が使用する者のうち、代表者を含む役員以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む）をいう。なお、有資格業者との雇用契約の有無は問わない。
- (3) 指名委員会 和泉市建設工事請負業者指名委員会規則（昭和50年和泉市規則第20号）に定める和泉市建設工事請負業者指名委員会をいう。
- (4) 指名回避 市が指名停止措置要件に該当する事実を知ったときから指名停止を行うまでの間、又は有資格業者の届けにより入札等に参加させない措置をいう。
- (5) 下請負人 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項の下請契約における請負人をいう。
- (6) 再委託先 建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入、役務提供等において、市から請け負った契約の全部又は一部を他の事業者へ委託をさせる場合における委託先をいう。
- (7) 共同企業体 事業者が単独で受注及び履行を行う通常の場合とは異なり、複数の事業者が、一つの建設工事等を受注、履行することを目的として形成する事業組織体をいう。
- (8) 構成員 共同企業体を組織する事業者をいう。
- (9) 極めて悪質な事由 別表に掲げる措置要件に該当する事実又は行為を何度も繰り返した場合、本市が指示した事項を怠って事故等を起こした場合等をいう。
- (10) 極めて重大な結果 容易に予見できる場合、本市が指示した事項を怠っていた場合等を起因として公衆、工事関係者等に多数の死傷者を生じさせ、又は広範囲にわたる公衆に被害を与えた場合等をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者（代表者を含む役員、代理人及び使用人を含む）

以下同じ。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定めるところにより期間を定め、指名委員会の議を経て、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名委員会の議を経ることなく、当該各号に定める期間、有資格業者について指名停止を行うことができる。

- (1) 指名停止の措置要件及び期間が別表に定める措置要件に該当し、期間が確定している場合 同表に定める期間
  - (2) 指名停止の措置要件及び期間が別表に定める措置要件に該当し、期間が複数月にわたる場合で、第5条第2項又は同条第4項の規定に該当しない場合及び先例により運用が確定している場合 先例により運用が確定している期間
- 2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
  - 3 市長は、指名停止期間の満了後、なお、当該指名停止の事由となった事実が継続していると認める有資格業者に対しては、再度指名停止を行うことができる。
  - 4 指名停止の起算日は、市長において当該事実を認定した日とする。ただし、第11条第1項の規定により当該指名停止の事由と同一の事由により既に指名回避を行っているときは、当該指名回避を決定した日から起算するものとする。
  - 5 市長は、この要綱により指名停止を行い、指名停止期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。ただし、通知の必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を併せて行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止の事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
  - 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。
  - 4 前3項の規定による指名停止を行う場合の手続は、前条第1項に準じて行

うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が、一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものうちから指名停止期間を定めるものとする。

- 2 有資格業者が、指名停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、他の事件について別表に掲げる措置要件に該当することになったとき、又は第3条第3項の規定により再度指名停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、当該措置要件について定める期間の2倍の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるとき又は別表13の項に該当する場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき若しくは確認できたときは、別表に規定する期間（前2項の規定を適用して定めた期間を含む。以下同じ。）の2分の1の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、1月を下らないものとする。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の2倍の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。
- 5 市長は、指名停止期間中の有資格業者（以下「指名停止業者」という。）に係る指名停止事由について、情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、指名停止期間を2分の1に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、指名停止期間を2倍に変更することができる。ただし、その期間は、1月を下らず、2年を超えないものとする。
- 6 前項の規定により指名停止期間を2分の1に変更する場合において、既に当該変更後の期間を徒過している場合の指名停止期間は、当該変更決定日までとする。
- 7 市長は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為による入札談合に関する情報又は入札談合情報に準じる情報を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたのにもかかわらず、当該事案について別表12の項第1号若しくは13の項第1号の措置要件に該当することとなったときは、同表に規定する期間の2倍の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。
- 8 第3項、第5項の規定により指名停止期間を定め、又は変更する場合にお

いて、当該指名停止期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 9 市長は、指名停止業者が指名停止事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止の存続)

第6条 指名停止業者が、本市への登録取下げ等により入札の参加資格を有しない登録外の業者となった場合においても、当該指定の効力は存続するものとする。

(指名停止の承継)

第7条 市長は、指名停止業者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格業者があるときは、当該営業を承継した有資格業者に対して引き続き指名停止を行うものとする。

(入札参加資格取得前の措置要件該当事由に係る特例)

第8条 入札参加資格を新たに取得する者が、有資格者となる日前1年の間において、別表に掲げる措置要件（別表12の項、同表13の項又は同表14の項のいずれかに該当する場合に限る。）に該当していた場合、次の各号に定める要件に基づき指名停止を行うものとする。

- (1) 指名停止実施の判断 次号の措置要件発生日から起算して、当該入札参加資格を新たに取得する者が有資格者であったとみなした場合に行うべきであった指名停止措置の期間（以下「基準期間」という。）が、有資格者となった日においても満了していない場合に指名停止措置を講じる。
- (2) 措置要件発生日 措置要件に該当することとなった日として市長が認める日。ただし、同一の事案を理由として他の有資格業者に市長が既に指名停止を行っている場合は、他の有資格業者の指名停止を開始した日
- (3) 指名停止の始期 有資格者となった日
- (4) 指名停止の終期 第2号の措置要件発生日から起算して基準期間が満了する日

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止業者を本市の随意契約の相手方としないものとする。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

- 2 前項の特にやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、随意契約の相手方としようとする有資格業者の指名停止の期間中に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合とする。

- (1) 契約の履行内容が特許等特別な技術を必要とするものなど、他に契約の相手方となり得る者がいない場合
- (2) 契約の履行内容が現に履行期間中にある契約の履行内容と直接関連するものであり、他の者に履行させることが著しく不利となる場合

(3) 災害、人命の危険又はそれらと同等な事由で市民生活に多大なる影響が予想される場合

(警告及び注意)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第11条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、指名停止を行うまでの間、当該有資格業者に対する指名回避を行うことができる。

2 第3条第2項、第6条、第7条及び第9条の規定は、前項の規定により指名回避を行う場合について準用する。

(下請等の禁止)

第12条 市長は、指名停止業者が本市の発注する建設工事等の下請負人又は再委託先となることを認めないものとする。ただし、指名停止前に下請負人又は再委託先となっている場合や、特にやむを得ない事由があると認める場合にあっては、この限りでない。なお、この特にやむを得ない事由は、第9条第2項を準用するものとする。

(指名停止の公表)

第13条 市長は、この要綱により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の情報（商号又は名称及び所在地並びに代表者の氏名、共同企業体にあつては構成企業の名称及び所在地並びに当該企業の代表者の氏名）を公表するものとする。

(苦情処理の協議による解決)

第14条 市長は、この要綱に基づき指名停止を行う場合において、指名停止措置に関して異議又は不服がある者に対応する場合は、直ちに次条に定める手続によらざるを得ないと認められる場合を除き、まず、指名停止の理由等の説明を行い、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の説明を行ってもなお、解決に至らない場合は、必要に応じて指名委員会等に報告するものとする。

3 前2項の規定の運用に当たっては、次条に定める手続の行使を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(苦情申立て等)

第15条 苦情の申立て及び対応は、和泉市発注工事に係る苦情処理要領（平成29年12月4日制定）に基づき行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に和泉市建設工事等指名停止要綱（昭和53年6月3日制定）に基づき指名停止等の措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づき指名停止等の措置を受けているものは、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年7月10日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成28年8月31日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成30年10月19日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年11月24日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年1月26日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年11月10日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月17日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和5年1月23日）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入及び役務提供等の契約に係る入札参加資格審査申請書等その他の入札前の調査資料、又は建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>(契約の不履行等)</p> <p>2 有資格業者が本市との契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者の責めにより契約の解除がなされたとき。</p> <p>(2) 有資格業者の債務不履行により、損害保険会社等に保険金の支払い等の履行請求がなされたとき。</p> <p>(3) 契約の履行遅滞により損害金、延滞違約金等遅滞料の請求がなされたとき。</p>	<p>1月以上2年以内</p> <p>1月以上2年以内</p> <p>6月以上1年以内</p>
<p>(粗雑工事等)</p> <p>3 有資格業者が本市との契約の履行に当たり、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件、成果品の品質若しくは数量について不正の行為を行ったとき。</p>	<p>3月以上6月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 本市との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1年以上2年以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 大阪府内における一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p>	6 月以上 1 年以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 本市の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	6 月以上 1 年以内
<p>8 大阪府内における一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(成績不良等)</p>	
<p>9 有資格業者が本市との契約の完了に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき</p>	
<p>(1) 完成物件、成果品等が不良であると指摘されたとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(2) 現場管理が不良であったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(3) 監督員又は検査員の指示に従わなかったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(4) 現場代理人若しくは技術者等の不適正又は一括下請負等の事案が判明し、必要な措置を講じるよう求めたにもかかわらず、これを是正しなかったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(5) 正当な理由がなく履行期限が著しく遅滞したとき。</p>	3 月以上 6 月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(入札等)</p> <p>10 有資格業者が、本市競争入札等に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 入札参加に関して、秩序を乱す言動、態度等を行ったとき。</p> <p>(3) 陳情、営業活動等において、秩序を乱す言動、態度等を行ったとき。</p> <p>(4) 入札（見積合せを含む。）に無断で欠席した場合又は無断で郵便入札書を送付しなかった場合で、当該事実の発生した日から起算して、過去6月以内にも同事実があったとき。</p> <p>(5) 落札候補者となった者が、正当な理由がなく事後資格審査に必要な書類を提出しなかったとき。</p> <p>(6) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。（事後資格審査による落札決定者を含む。）</p>	<p>1年以上2年以内</p> <p>2月以上4月以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>1月</p> <p>3月以上1年以内</p> <p>3月以上1年以内</p>
<p>(他の業者の契約妨害)</p> <p>11 有資格業者が、本市との契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>1年以上2年以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>12 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する競争入札において、刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第96条の6の規定による談合等の容疑により逮捕又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 本市発注の建設工事等</p> <p>(2) 本市以外の建設工事等</p> <p>    ア 大阪府内で行われたもの</p> <p>    イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する競争入札において、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受け、又は告発され、若しくは逮捕されたとき等、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注の建設工事等</p> <p>(2) 本市以外の建設工事等</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大阪府内で行われたもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p style="text-align: right;">2年</p> <p style="text-align: right;">1年</p> <p style="text-align: right;">6月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>14 有資格業者が、次の各号のいずれかに対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市の職員(特別職を含む。以下同じ。)に対して行われたものであるとき。</p> <p>(2) 当該事案が大阪府内の公共機関(府を含む。)の職員(本市の職員を除く。)に対して行われたものであるとき。</p> <p>(3) 当該事案が大阪府以外の機関の職員に対して行われたものであるとき。</p>	<p style="text-align: right;">2年</p> <p style="text-align: right;">1年</p> <p style="text-align: right;">6月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>15 有資格業者が、業務に関し次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 大阪府内で行われた暴力行為等</p> <p>(3) 大阪府外で行われた暴力行為等</p>	<p style="text-align: right;">1年以上2年以内</p> <p style="text-align: right;">6月以上1年以内</p> <p style="text-align: right;">3月以上6月以内</p>
<p>16 有資格業者が、業務に関し本市職員に対し15(1)に至らない威迫、暴言、暴行等の行為を行ったとき。</p>	<p style="text-align: right;">1月以上1年以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>17 有資格業者が、建設業法の規定に違反し、工事の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p style="text-align: right;">3月以上1年以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(その他の法令等違反)</p> <p>18 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他業務上に関連のある法令規則に違反し、処分を受けたとき</p> <p>(2) 賃金不払等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から処分を受けたとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、法人税法違反又は所得税法違反により逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>3月以上6月以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>3月以上6月以内</p>
<p>(営業不振)</p> <p>19 有資格業者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上1年以内</p>
<p>21 前各号に掲げるもののほか、代表者等が禁こ以上の刑に当たる犯罪により公訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3月以上1年以内</p>
<p>(その他の不相当な事由)</p> <p>22 前各号に掲げるもののほか、有資格業者として不相当な事由があったと認められるとき。</p>	<p>1月以上2年以内</p>